

#### テレワークの柔軟化について

- ・ 現在、テレワークの実施場所は自宅に限ることとしていますが、育児・看護・介護などの事情がある場合は、親族宅についてこれを認めることとします。
- ・ 親族の範囲は、介護休暇の対象範囲（※１）と同様とします。
- ・ なお、職員が所有する PC を使用すること、信頼できるネットワーク（※２）を利用することを前提とします。
- ・ 令和５年１２月から運用を開始する予定です。

#### ※１ 介護休暇の範囲（対象となる親族）

- ・ 配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫、兄弟姉妹

#### ※２ 公共無線 LAN（フリーWi-Fi）は不可